

令和7年度 大鰐町分別収集日程表

対象地区：大鰐7C、三ツ目内、居士、高野新田、折紙、虹貝
虹貝新田、早瀬野、島田、元長峰、苦木、長峰
九十九森、唐牛、駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 燃やせる ごみ	2 燃やせない ごみ	3	4 燃やせる ごみ	5 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
6	7	8 燃やせる ごみ	9	10	11 燃やせる ごみ	12 ダンボール 紙パック その他の紙
13	14	15 燃やせる ごみ	16 燃やせない ごみ	17	18 燃やせる ごみ	19 缶・ビン ペットボトル
20	21	22 燃やせる ごみ	23 大型(粗大) ごみ	24	25 燃やせる ごみ	26 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
27	28	29 燃やせる ごみ	30	1	2	3

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2 燃やせる ごみ	3 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
4	5	6 燃やせる ごみ	7 燃やせない ごみ	8	9 燃やせる ごみ	10 ダンボール 紙パック その他の紙
11	12	13 燃やせる ごみ	14	15	16 燃やせる ごみ	17 缶・ビン ペットボトル
18	19	20 燃やせる ごみ	21 燃やせない ごみ	22	23 燃やせる ごみ	24 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
25	26	27 燃やせる ごみ	28 大型(粗大) ごみ	29	30 燃やせる ごみ	31

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃やせる ごみ	4 燃やせない ごみ	5	6 燃やせる ごみ	7 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
8	9	10 燃やせる ごみ	11	12	13 燃やせる ごみ	14 ダンボール 紙パック その他の紙
15	16	17 燃やせる ごみ	18 燃やせない ごみ	19	20 燃やせる ごみ	21 缶・ビン ペットボトル
22	23	24 燃やせる ごみ	25 大型(粗大) ごみ	26	27 燃やせる ごみ	28 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
29	30	1	2	3	4	5

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 燃やせる ごみ	2 燃やせない ごみ	3	4 燃やせる ごみ	5 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
6	7	8 燃やせる ごみ	9	10	11 燃やせる ごみ	12 ダンボール 紙パック その他の紙
13	14	15 燃やせる ごみ	16 燃やせない ごみ	17	18 燃やせる ごみ	19 缶・ビン ペットボトル
20	21	22 燃やせる ごみ	23 大型(粗大) ごみ	24	25 燃やせる ごみ	26 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
27	28	29 燃やせる ごみ	30	31	1	2

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 燃やせる ごみ	2 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
3	4	5 燃やせる ごみ	6 燃やせない ごみ	7	8 燃やせる ごみ	9 ダンボール 紙パック その他の紙
10	11	12 燃やせる ごみ	13	14	15 燃やせる ごみ	16 缶・ビン ペットボトル
17	18	19 燃やせる ごみ	20 燃やせない ごみ	21	22 燃やせる ごみ	23 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
24/31	25	26 燃やせる ごみ	27 大型(粗大) ごみ	28	29 燃やせる ごみ	30

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
31	1	2 燃やせる ごみ	3 燃やせない ごみ	4	5 燃やせる ごみ	6 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
7	8	9 燃やせる ごみ	10	11	12 燃やせる ごみ	13 ダンボール 紙パック その他の紙
14	15	16 燃やせる ごみ	17 燃やせない ごみ	18	19 燃やせる ごみ	20 缶・ビン ペットボトル
21	22	23 燃やせる ごみ	24 大型(粗大) ごみ	25	26 燃やせる ごみ	27 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
28	29	30 燃やせる ごみ	1	2	3	4

■令和7年4月から分別区分「有害ごみ」が追加されます。

①蛍光灯（環型・直管型・電球型・コンパクト型・白熱電球）LED電球は対象外ですので「燃やせないごみ」へ出して下さい。

②電池類（乾電池・ボタン電池・コイン電池・リチウムイオン電池・ニカド電池・小型充電式電池・モバイルバッテリー）

【有害ごみ】は町で収集を行いません。役場敷地内、プレハブ（自動販売機隣）にて回収しています。

注意
事項

- ・ごみ袋を利用の際は町名と氏名の記入をお願いします。一度に出せるごみは町指定の袋3袋までです。
- ・事業所から出たごみは回収していません。事業者責任で処理してください。（許可業者は町ホームページで確認）
- ・資源ごみ（ダンボール、新聞、紙パック、雑誌、雑がみ、その他の紙）と一般ごみ（燃やせる、燃やせないごみ）の収集場所が異なる場合がありますので、ご確認ください。



大鰐町HP